

『尼崎市製造業設備投資等支援補助金 Q&A』

【※=R2.11.20 更新】

1 補助金を受けることができる対象者について	2
1-1 補助対象者とは.....	2
1-2 中小企業者（製造業）とは.....	2
1-3 製造業とは.....	2
1-4 事業所とは.....	2
1-5 店舗で惣菜やパン等を製造し販売しているが対象業種に該当するか.....	2
1-6 自動車整備工場は該当するか	2
2 補助対象となる経費について	3
2-1 補助対象期間とは	3
2-2 消費税相当額の取り扱い.....	3
2-3 補助金交付額について	3
2-4 R2 年 3 月以前に導入した設備等の経費は申請できるか.....	3
2-5 同一事業所に複数の機器を導入したが合算して申請してよいか.....	3
2-6 複数の工場に設備を導入したい.....	3
2-7 市外にある工場に設備を導入したい.....	3
2-8 本社は市外であるが、尼崎市内の工場に設備を導入したい.....	4
2-9 国・県から補助を受けた場合.....	4
2-10 事業所内の照明を LED 化したい.....	4
2-11 老朽化した設備を買い換えたい.....	4
2-12 機器設備の能力を上げたい.....	4
2-13 中古の機器設備の購入は対象となるか.....	4
2-14 既存の機器設備の改良、修繕に要する費用は対象となるか.....	5
2-15 機器設備の設置に係る経費について.....	5
2-16 事務効率を高めるためパソコン等を購入したい	5
2-17 工作機械の操作用パソコンを導入したい	5
2-18 倉庫にエレベータを設置したい.....	5
2-19 出荷（荷積み）用にベルトコンベアを設置したい	5
2-20 ソフトウェアの購入は対象となるか.....	6
2-21 CAD システム購入経費は対象となるのか.....	6
2-22 新製品の試作に係る経費は対象となるのか（※）	6
2-23 新製品の試作研究に係る経費は対象となるのか（※）	6
2-23 リースで導入した製造機器は対象となるのか（※）	6
3 補助金の申請について	7
3-0 申請書（事業計画）について.....	7
3-1 交付決定を受けなければ設備導入はできないのか.....	7
3-2 交付決定を受けた後に追加で機器を購入したい	7

3-3	この補助金を受けた後に別の設備を導入したいので改めて申請したい	7
3-4	申請した機器の支払金額が変更になった	7
3-5	申請した機器を変更して購入したい	8
3-6	市税に滞納がないことの証明とは(※)	8
3-7	滞納がない証明とは納税証明でよいか(※)	8
4	その他	9
4-1	近畿高エネルギー加工技術研究所(AMPI)とは	9
4-2	どのような内容の相談に乗ってくれるのか	9
4-3	機器の購入を考えているがメーカーの紹介や機種選定をしてくれるのか	9
4-4	会計監査等による調査、資料提供のご依頼(※)	9
4-5	補助対象となった機器設備の保有期間について(※)	9
4-6	補助金の返還について(※)	9
4-7	補助事業実施効果に関する追跡調査のご依頼(※)	9

1 補助金を受けることができる対象者について

1-1 補助対象者とは

尼崎市内に主たる事業所を有する中小企業者で、製造業を営む事業者（個人事業主を含む）で、申請時点において市税に滞納がないことが補助対象要件となります。

但し、次のうちいずれかに該当する中小企業者は、「みなし大企業」となり、対象外となります。

- ① 一の大企業が申請者である中小企業の発行済み株式総数又は出資総数の2分の1以上を単独で所有し、または出資しているもの
- ② 複数の大企業が申請者である中小企業の発行済み株式総数又は出資額の3分の2以上を所有し、又は出資しているもの
- ③ 役員半数以上を大企業の役員又は従業員が兼務しているもの

1-2 中小企業者（製造業）とは

「中小企業基本法第2条第1項」に定義する中小企業者（製造業）で、そのうち次のいずれかに該当する事業者のことを指します。

- ① 資本金の額又は出資金の総額が3億円以下であるか、
または
- ② 常時使用する従業員の数が300人以下の場合

1-3 製造業とは

総務省が定める「日本標準産業分類（H26.4.1 施行）」において、主として製造業（大分類）に分類される業務を行う事業者です。

例えば、単に製品の選別や、包装の作業を行う作業所は製造業には当たりませんが、完成された部分品の組み立て（組立作業）を行う作業は製造業に分類されます。

（総務省：日本標準産業分類、「製造業」説明より）

1-4 事業所とは

製造・加工を主として行っている工場・作業場を指します。

（総務省：日本標準産業分類、「製造業」説明より）

1-5 店舗で惣菜やパン等を製造し販売しているが対象業種に該当するか

製造した商品をその場（店舗）で個人又は家庭用消費者に販売する場合は、小売業に分類されます。

（総務省：日本標準産業分類、「小売業」説明より）

1-6 自動車整備工場は該当するか

車両の修理を専業としている事業所は、「サービス業」に該当する。修理のための補修品を製造している場合もサービス業に含まれる。

（総務省：日本標準産業分類、「サービス業」説明より）

2 補助対象となる経費について

2-1 補助対象期間とは

令和2年4月1日以降に対象となる設備・機器等を発注し、令和3年2月26日までにその支払いを完了する必要があります。

2-2 消費税相当額の取り扱い

補助対象となる経費は税抜き金額です。

2-3 補助金交付額について

補助対象経費（税抜き額）に3分の2を乗じた金額です（※千円未満切り捨て）。

但し、3分の2を乗じた金額は、100万円（下限）～200万円（上限）とします。

（例1）税抜き金額150万円の機器を購入した場合

$$150\text{万円（補助対象経費）} \times 2/3 = \underline{100\text{万円}} \text{（補助金交付額）}$$

（例2）税抜き金額120万円の機器を購入した場合

$$120\text{万円（補助対象経費）} \times 2/3 = \underline{80\text{万円}}$$

この場合、下限額である100万円に満たないため補助金は交付できません。

（例3）税抜き金額700万円の機器を購入した場合

$$500\text{万円（補助対象経費）} \times 2/3 \div \underline{333\text{万円}}$$

この場合、上限額である200万円が補助金交付額となります。

2-4 R2年3月以前に導入した設備等の経費は申請できるか

経費の支払日（領収証の発行日）が補助対象期間内であっても、設備等を導入（設置、納品）した日がR2.3.31以前である場合は、補助対象外となります。

2-5 同一事業所に複数の機器を導入したが合算して申請してよいか

対象となる設備投資等に係る経費を合算して申請していただけます。

2-6 複数の工場に設備を導入したい

尼崎市内に立地する事業所に導入するのであれば、合算して申請していただけます。

2-7 市外にある工場に設備を導入したい

尼崎市内に立地する事業所における設備投資等が対象となります。

従いまして、尼崎市内に本社を登記されていても、市外の工場に製造機器を導入する場合は補助対象外となります。

2-8 本社は市外であるが、尼崎市内の工場に設備を導入したい

市外に本社事務所（登記場所）があるが、尼崎市内に主たる事業所（工場）がある場合は対象となります。

（例）代表者の自宅に本社登記を置いているが、工場は尼崎市内にある場合は対象です。

2-9 国・県から補助を受けた場合

対象となる設備投資等に要する経費について、国・県等の補助金が当たらない経費相当分を本制度の補助対象経費として申請していただけます。

（例1）300万円の機器設備を導入し、国から2分の1の補助金の交付を受けた場合
300万円（対象経費）－150万円（国補助金）＝150万円（補助対象経費）
150万円（補助対象経費）×2/3＝ 100万円
この場合、100万円が尼崎市からの補助交付額となります。

（例2）200万円の機器設備を導入し、国から2分の1の補助金の交付を受けた場合
200万円（対象経費）－100万円（国補助金）＝100万円（補助対象経費）
100万円（補助対象経費）×2/3＝ 66万円
この場合、下限額である100万円に満たないため補助金は交付できません。

2-10 事業所内の照明をLED化したい

省エネ化への対応であり、新技術・新製品の開発や生産性向上に直接的に繋がらないため対象外となります。

2-11 老朽化した設備を買い換えたい

新技術・新製品の開発や生産性向上のために新たに導入した機器・設備に要する費用が対象となり、老朽化に伴う交換は対象外となります。

2-12 機器設備の能力を上げたい

現存する機器設備の能力を上回る機器設備の導入は対象となります。

（例）取り扱う製品の大型化に伴い、これまで使用していた5tクレーンを15tに入れ替える場合は対象となります。

2-13 中古の機器設備の購入は対象となるか

新品、中古品に関わらず、申請対象となる事業所において新たに導入する機器・設備の購入経費は対象となります。

但し、中古市場において広く流通していない中古機械設備については、複数の中古品流通事業者から相見積もりを取得する等、その価格設定の適正性を明らかにする必要があります。

2-14 既存の機器設備の改良、修繕に要する費用は対象となるか

新技術・新製品の開発、又は生産性向上のために既存の機器設備の能力を高めるための改良に要する経費は対象になります。

既存機器設備の修繕については、本来期待できる機能の回復であるため、対象外となります。

2-15 機器設備の設置に係る経費について

対象となる機器設備の設置に係る運搬費、機器等の設置に伴い調整に要する経費等については、対象となる事業計画の関連経費として対象としますが、既存機器設備の撤去に係る処分費用や運搬費は補助対象外となります。

2-16 事務効率を図るためパソコン等を購入したい

本制度は新技術・新製品の開発、又は生産性向上等に繋がる設備投資に要する経費を補助対象経費としており、汎用性があり目的外使用になり得る事務用パソコン、プリンタ、タブレット及びデジタル複合機等の購入費は対象外となります。

2-17 工作機械の操作用パソコンを導入したい

- (1) 新たに工作機械のIoT化の管理に専ら使用するパソコンは対象となります。
- (2) 従前、工作機械にパソコンを接続して使用していたが、工作機械を買い替えたためにパソコンのOSが古く対応していない、又はスペックが低いため導入機器の性能が発揮されないため、パソコンを購入する場合は、対象となります。
但し、当該機器の管理、操作に専ら使用する場合に限りです。
- (3) 従前、管理・操作のため工作機械に接続していたパソコンのOSのサポートが切れたための買い替えは対象になりません。

2-18 倉庫にエレベータを設置したい

異なる階数に存在する製造ラインが一連となって稼働しており、その製造工程にあたりエレベータが必要である場合には生産性向上に資するものとして対象となりますが、在庫製品の整理、出荷等に要する目的であれば対象とはなりません。

(例) 1階と2階で一連となる生産工程であり、従来クレーンで垂直移動させていたが、エレベータを設置することで効率的に次の工程に移行することができる場合。

2-19 出荷(荷積み)用にベルトコンベアを設置したい

異なる製造工程が一連となって稼働しており、その製造工程の一環として使用するベルトコンベアは生産性向上に資するものとして対象となりますが、在庫製品の整理、出荷等に要する目的であれば対象とはなりません。

(例) 異なる製造工程が一連となって稼働しており、従来は台車で水平移動していたがベルトコンベアにより連続した生産工程となり、効率的に次の工程に移行することができる場合。

2-20 ソフトウェアの購入は対象となるか

新たに製造工程における設備・機器の導入に要する経費を補助対象としていますので、ソフトウェア単独の購入、又は導入する製造設備・機器と直接的に関連しないソフトウェアの購入に係る経費は対象外となります。

2-21 CAD システム購入経費は対象となるのか

前項に同じ

2-22 新製品の試作に係る経費は対象となるのか（※）

新製品の製造に先立つ試作品の試作に要する設備・機器の導入経費は対象になりますが、令和3年2月26日までに試作品を完成させる必要があります。なお、試作に至るまでのデータ採取に係る経費は対象外となります。

（例）新たに難削材を用いた製品を取り扱うために研磨機を導入した場合

⇒ 各種砥石を用いたデータ採取に用いるための砥石購入経費は対象になりません。

2-23 新製品の試作研究に係る経費は対象となるのか（※）

製造工程における新たな機器・設備の導入に係る経費を対象としていますので、試作に伴う人件費、材料費などの研究経費は対象となりません。

2-23 リースで導入した製造機器は対象となるのか（※）

新たに導入した機器・設備であって、令和2年4月1日以降に契約し、令和3年2月26日（金）までに支払った経費が対象となります。

（例）大型プレス機を60月リースで導入した。

- ・契約日 令和2年4月1日
- ・支払い条件 毎月20万円、当月分は翌月末払い、

⇒ 対象となるリース料は、R2.4月分（5/末払い）からR3.1月分（2/26までの支払い）までが対象となります。

但し、R3.1月分の支払い（2/末）が銀行営業日の関係で3月1日に支払った場合は、補助対象期間から外れ、1月分は対象外となりますので、ご注意願います。

3 補助金の申請について

3-0 申請書（事業計画）について

本制度の目的は、大きく2点あります。

- ①1点目は、ポストコロナ社会を見据えて設備・機器を導入することで競争力を高め、市内で事業を継続し、「尼崎のものづくり」の発展の一役を担っていただくこと。
- ②2点目は、将来的に国・県等の補助制度を活用していただき、より競争力を高めていただきたいと思います。

そのため、記載いただく事業計画については、国・県等が補助審査を行う際の評価の視点となる導入効果（指標）、売上見込み等について、ヒアリングを進めていく中で AMPI から追記、修正等をお願いすることがあります。

申請にあたっては、制度内容の趣旨をお汲み取りいただき、ご理解願います。

3-1 交付決定を受けなければ設備導入はできないのか

令和2年4月1日以降に発注した設備等であり、経費の支払いを完了しているものも、申請していただけます。

3-2 交付決定を受けた後に追加で機器を購入したい

交付決定を受けた後、補助金が支払われるまでの間であれば申請内容の変更ができますので、「事業計画変更承認申請書（様式第5号）」を提出してください。

追加する機器は、①当初に申請された事業計画の一環であること、又は②当初申請とは異なる新技術・新製品の開発あるいは生産性向上に資する内容である必要があります。

但し、②の場合は改めて追加する事業計画の認定が必要になりますので、ヒアリングなどお時間をいただくこととなります。

3-3 この補助金を受けた後に別の設備を導入したいので改めて申請したい

一事業者につき当該補助金を受けることができるのは1回ですので、既に補助金の支払いを受けた場合、申請済みの設備とは別の設備の導入であっても追加申請はできません。

3-4 申請した機器の支払金額が変更になった

(1) 申請金額より減額となった場合

値引き等により、機器に変更は無く見積もり金額から減額となった場合は、変更に伴う申請は不要です。

(2) 申請金額より増額となった場合

購入機器に変更は無いが、海外取寄せ（為替変動）等の理由により支払金額が増額となった場合

①計画経費区分の増加額が補助対象経費総額の10%を超える場合は、「事業計画変更承認申請書（様式第5号）」を提出いただき、増額の承認を受けていただく必要があります。

②計画経費区分の増加額が補助対象経費総額の10%以内であれば、変更等の申請は不要です。

3-5 申請した機器を変更して購入したい

(1) 経費の目的を実質的に変更するものでない場合

3 t クレーンで申請したが 5 t クレーンを導入した場合など、事業計画に示す経費の目的（この場合、クレーンの導入）を実質的に変更していないので、事業計画の変更手続きは不要です。但し、補助対象経費総額の 10% を超える経費区分の変更が生じた場合は事業計画の変更承認手続きが必要となります。

(2) 経費の目的が変更となる場合

クレーンを設置する内容で交付決定を受けたが、レーザー加工機を購入した場合、事業計画に示す目的（クレーン：重量物の垂直又は平行移動）が変更されるため、事業計画の変更手続きが必要となります。

3-6 市税に滞納がないことの証明とは（※）

個人事業主の場合は個人の住所、法人の場合は事業所の所在地において、市税（市町村が課税する税）に滞納がない旨の証明を、市町村の証明証発行窓口で取寄せ願います。（※証明書の発行については各市町村に確認願います。）

なお、尼崎市内にお住まいの個人事業主、尼崎市内に所在する法人の場合は、尼崎市税の納付状況について照会・確認させていただきますので、納税証明等の添付は不要です。（※「事業計画書及び誓約書」の提出をもって尼崎市税の情報についての照会に同意いただいたものとします。）

（例 1）西宮市に居住する個人事業主で、尼崎市内に事業所がある場合

⇒ 西宮市で市税に滞納がない旨を証明する書類を取寄せてください

（例 2）尼崎市に居住する個人事業主で、尼崎市内に事業所がある場合

⇒ 地域産業課から税務部署に税情報を確認しますので、滞納がない証明は不要です。

3-7 滞納がない証明とは納税証明でよいか（※）

お住まい、設置の自治体により発行される証明書が異なりますので、

①窓口で、「滞納がない証明」が必要な旨をお伝えください。

②「滞納がない証明」の発行ができない自治体では、直前前年度（令和元年度）の市県民税（法人の場合は法人市民税）、固定資産税、軽自動車税の納税証明書を取寄せてください。

固定資産税、軽自動車税の課税がない場合は、市県民税の納税証明書の提出の際に「固定資産税、軽自動車税課税なし」と余白に記載願います。

4 その他

4-1 近畿高エネルギー加工技術研究所（AMPI）とは

ものづくり技術の革新とその成果の普及のため、産・官・学が連携して、平成5年12月24日に設立した公設民営の一般財団法人で、尼崎市職員のほか専門知識を有する企業からの出向者、企業のOBが財団職員として従事しています。

4-2 どのような内容の相談に乗ってくれるのか

製造設備の導入を考えているが、これまで補助金の申請を行ったことがないという方にも、技術的サポートや補助申請に係る申請書類の記載について、特に計画事業内容が審査側により正確に伝わるよう要点を踏まえて相談に対応いたします。

4-3 機器の購入を考えているがメーカーの紹介や機種選定をしてくれるのか

お求めになられる効果やご計画の内容によりましては、ご要望にお応えできない場合もございます。

4-4 会計監査等による調査、資料提供のご依頼（※）

本補助制度は、財源の一部に国の補助金を充てていることから国の会計検査の対象となり、補助対象となった機器設備の現地調査及び関係書類の提出を求められることがありますので、その際は事業所への立ち入り、関係書類の提出につきましてご協力いただきますよう、お願いいたします。

4-5 補助対象となった機器設備の保有期間について（※）

本制度の補助金の交付を受けてから、5年を経過した最初の3月31日までの間は補助対象となった機器設備を保有してください。売却、譲渡、廃棄等により保有期間内に対象機器設備を保有しなくなった場合は、交付された補助金の一部又は全額の返還を求めることとなります。

4-6 補助金の返還について（※）

本補助制度の申請の際に、提出いただいた事業計画に記載されている目的以外に使用している場合、又は事業計画に記載されている内容どおりに使用されていないなど、不適切と判断された場合は補助金の返還を求めることとなります。

4-7 補助事業実施効果に関する追跡調査のご依頼（※）

本補助制度を活用したことによる効果（収益、生産性等）について、追跡調査にご協力願います。補助金交付の成果を測り、今後の産業振興施策の参考させていただきます。

以 上